（９－２）　ライツプランの内容

第二号様式記載上の注意⑽に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑽ａ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第123条に掲げる事項を記載している場合（ライツプランに係る記載がある場合に限る。）には、その内容に準じて記載することができる。

（９－３）　その他の新株予約権等の状況

第二号様式記載上の注意⑾に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑾ａ及びｃ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第123条に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

［⑽・⑾　略］

⑿　コーポレート・ガバナンスの概要

第二号の五様式記載上の注意㉜に準じて記載すること。

⒀　役員の状況

第二号様式記載上の注意㊺（ｄ及びｊを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊺中「届出書提出日」とあるのは、「報告書提出日」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条（第３号から第６号の３までを除く。）及び第124条（第５号から第８号までを除く。）に掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

⒁　［略］

⒂　役員の報酬等

第二号様式記載上の注意㊼に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊼中「提出会社が上場会社等である場合には、提出会社」とあるのは「提出会社」と、「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。ただし、提出会社が最近事業年度に係る事業報告に会社法施行規則第121条第４号から第６号の３まで及び第124条第５号から第７号までに掲げる事項を記載している場合には、その内容に準じて記載することができる。

［削る。］

⒃　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

第二号の五様式記載上の注意㊱に準じて記載すること。

⒄　サステナビリティに関する考え方及び取組

第二号様式記載上の注意（30－２）に準じて記載することができる。この場合において、同様式記載上の注意（30－２）中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

［⒅～㉕　略］

㉖　財務諸表

ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。

（９－２）　［同左］

第二号様式記載上の注意⑽に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑽ａ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

（９－３）　［同左］

第二号様式記載上の注意⑾に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑾ａ及びｃ中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

［⑽・⑾　同左］

⑿　［同左］

第二号様式記載上の注意㊹に準じて記載すること。

⒀　［同左］

第二号様式記載上の注意㊺（ｄを除く。）に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊺中「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。

⒁　［同左］

⒂　［同左］

第二号様式記載上の注意㊼に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意㊼中「最近事業年度」とあるのは「当事業年度」と、「届出書提出日」とあるのは「報告書提出日」と読み替えるものとする。

⒃　株式の保有状況

第二号様式記載上の注意㊽に準じて記載すること。

⒄　［同左］

第二号の五様式記載上の注意㊲に準じて記載すること。

（17－２）　［同左］

第二号様式記載上の注意（30－２）に準じて記載すること。この場合において、同様式記載上の注意（30－２）中「連結会社」とあるのは、「提出会社」と読み替えるものとする。

［⒅～㉕　同左］

㉖　［同左］

ａ　貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当事業年度に係るものを記載すること。ただし、当事業年度の前事業年度に係る財務諸表が法第５条第１項又は第24条第１項から第３項までの規定により提出された有価証券届出書又は報告書に記載されていない場合には、当事業年度の前事業年度及び当事業年度に係る財務諸表（財務諸表等規則第８条の２の２に規定する比較情報を除く。）について、当事業年度の前事業年度分を左側に、当事業年度分を右側に配列して記載すること。